

【記入例】

会費等の支払、個人情報、反社会的勢力の排除に関する同意書 (兼 親権者による連帯保証の承諾書)

赤枠内について、ご記入をお願い致します。

【契約者氏名】

会員（施設利用者）の氏名をご記入ください。
※口座振替依頼書の会員氏名と同一の氏名となります。

【親権者(同意者)氏名・連帯保証人氏名】

上記「契約者氏名」が20歳未満の会員（施設利用者）の氏名である場合は、こちらに親権者（同意者）の氏名をご記入ください。

記入日	平成 ××年 ×月 ×日
契約者氏名 (会員氏名)	東急 花子
親権者(同意者)氏名 連帯保証人氏名	東急 太郎

（以下「会社」という）と会員規約に基づく施設利用契約並びにその他各種契約にあたり、以下の各条項を確認し、その内容について同意・承諾します。

第1条(ジャックスへの業務委託)

契約者は、施設利用契約等により生じる会費、受講料、年登録料、各種利用料及び商品販売代金等の支払債務（以下これらを総称して「会費等」という）に関し、株式会社ジャックス（以下「ジャックス」という）が、会社からの委託により集金代行業務及び料金等収納業務を行うことに同意します。但し、契約者が20歳未満の場合には、親権者（以下「親権者」という）の同意が必要です。

第2条(会費等の支払方法)

契約者は、会費等を集金代行依頼書にて指定した契約者本人もしくは契約者が20歳未満の場合には親権者名義の金融機関の口座からの口座振替の方法により支払うものとします。

第3条(会費等の滞納による解除)

会社は、契約者が次の各号の一つに該当した場合、通知又は催告なく契約者の会員としての資格を取り消し、施設利用契約等を解除することができます。

- ① 会費等を累積して2ヶ月分延滞したとき。
- ② 会費等を滞納している場合であって、会社が相当な期間を設け、当該会費等の支払を2回以上書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき。

第4条(ジャックスによる代位弁済)

1. 会社は、契約者の会社に対する会費等の支払債務に関し、会社とジャックスとの間で2ヶ月分の支払債務について保証契約（以下「保証契約」という）を締結します。
2. 契約者は、前条各号のいずれか一つに該当した場合、契約者の会費等の支払債務をジャックスが保証会社として会社に代位弁済することに同意します。
3. ジャックスは代位弁済した金額を契約者（契約者が未成年者の場合はその親権者を含む。以下本条において同じ。）に直接請求するものとし、契約者は当該請求を受けたときは直ちにその額を支払うものとします。
4. ジャックスが保証する債務限度は最大で会費等の2ヶ月分、合計金額5万円までとします。
5. 契約者は保証範囲外の金額については、施設利用契約等の定めに基づき、会社を支払うものとします。

第5条(親権者の連帯保証)

20歳未満の契約者は、本同意書に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、この場合、親権者は自らが契約者になった場合と同様に会費等の支払債務を契約者本人と連帯して保証することを承諾します。

第6条(親権者の変更)

契約者および親権者は親権者が変更となる場合には事前に会社に届出を行い所定の手続きを行います。尚、親権者変更時に契約者に対する滞納債権が発生している場合には変更後の親権者は債務を重疊的に引き継ぐことを承諾した上で本同意書を提出するものとします。

第7条(個人情報の収集・保有・利用)

1. 契約者（契約者が未成年者の場合はその親権者を含む。以下同じ。）は、ジャックスが会社との集金代行業務及び料金等収納業務に関する委託契約の履行又は保証契約の管理のため並びに今後のジャックスとの取引に係る与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保護措置を講じた上でジャックスが収集すること並びにジャックスが定める期間は以下の条項に基づいてジャックスが保有・利用すること及びジャックスが第三者に提供することに同意します。
 - ① 契約者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、ユーザーID等、本人を特定するための情報（保証契約締結後にジャックスが会社から通知等を受け、又はジャックスが適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。）
 - ② 保証契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ③ 保証契約に関する契約者の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、契約者が申告した契約者の資産、負債、収入、支出、ジャックスが収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
 - ④ 電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報
2. 契約者は、ジャックスが保証契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、ジャックスの提携先企業に委託する場合に、ジャックスが個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。
 - ジャックスが債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合。

債権回収の委託をする債権回収会社

ジャックス債権回収サービス株式会社 TEL:03-5791-3344

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-2-33 白雉子ビル

3. 契約者は、ジャックスがジャックスの事務(コンピューター事務、代金決済事務及びこれらに付随する事項等)を第三者に業務委託する場合、ジャックスが個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。
4. 契約者は、ジャックスが次の場合に、個人情報の保護措置を講じた上で第1項により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。
 - 法令(強制力を伴っている場合に限らず、ジャックスが公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して第1項により収集した個人情報を提供する場合。
5. 契約者は、保証契約に基づく精算及び紛議の解決等のため、ジャックスが第1項第1号(ジャックスが必要と判断した場合は第1項第2号を含む)の個人情報を会社に提供することに同意します。
6. 契約者は会社の会員からの退会時にあたって、会費等の精算のため、ジャックスが第1項第2号の個人情報を会社に提供し利用することに同意します。

第8条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 契約者は、ジャックスに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ジャックスに開示を求める場合には、第8条に記載の窓口又は支店・営業所にご連絡下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、ジャックスのホームページ(URLは、<http://www.jaccs.co.jp/index.html>)をご覧ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、ジャックスは、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第9条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口)

保証契約に関する個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。

株式会社ジャックス

東京カスタマーセンター(お客様相談室)

TEL. [着信先:神奈川県座間市]046-298-6000

〒243-0489 神奈川県海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー

大阪カスタマーセンター(お客様相談室)

TEL. [着信先:大阪府豊中市]06-6872-6111

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、契約者が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧前各号の共生者
 - ⑨その他前各号に準ずるもの
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③取引に関して、脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 契約者が前二項に定める事項に違反していると具体的に疑われる場合には、会社又はジャックスは、契約者に対して、当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提出を求めることができ、契約者は、これに応じるものとします。
4. 契約者が第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は契約者が前項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をしたことが判明した場合のいずれかであって、施設利用契約等を継続することが不適切であると会社が認めるときには、会社は直ちに契約者としての資格を喪失させることができるものとします。この場合、契約者は、会社の通知又は請求により、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
5. 契約者は前項の規定により、会社に損失、損害又は費用(以下「損害等」という)が生じた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。但し、第4項により、契約者に損害等が生じた場合には、契約者は、当該損害等について会社に請求しないものとします。

第11条(不同意の場合)

会社は、契約者が所定の集金代行依頼書の必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本同意書の内容の全部又は一部を同意できない場合には、施設利用契約等の締結をお断りすることがあります。

第12条(条項の変更)

会社は、本同意書に定める各条項を会員規約に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

附則:平成29年1月16日施行